質問書様式

別紙

件名	東関東自動車道　磯山高架橋耐震補強工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	課題と着目点 【提案３】の提案対象範囲について	吊足場および枠組足場の設置・撤去作業における公衆災害防止に関する提案内容は、評価対象に該当するのでしょうか。	評価の対象範囲外です。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	提案2について	・評価対象は既設構造物の未然の損傷防止に関する提案であって、損傷に対する同等性能復旧案に対しては評価の対象とならないのでしょうか	評価の対象範囲外です。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	提案3について	・「公衆災害防止に関する」とありますが、国道357号の通行車（者）への災害防止ととらえて良いのでしょうか？	そのとおりとお考え下さい。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	提案3について	・「公衆災害防止に関する」とありますが、広義の影響と捉え、東関東自動車道橋梁の多数添架物（管）への損傷防止に関する提案も評価の対象となるのでしょうか	評価の対象範囲外です。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目①	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目①について、提案範囲は、コンクリートA1-5（RC巻立て）、縁端拡幅工B、落橋防止構造、桁拡幅工Bが対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	本工事で打設する全てのコンクリートが評価の対象となります。
6	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目②	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目②について、提案範囲は、本工事のコンクリートに対するすべて削孔であり、中間貫通鋼材工も対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	中間貫通鋼材工における既設コンクリート構造物の削孔も評価の対象となります。
7	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目③	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目③の提案範囲について、以下を質問しますので、ご教示ください。 （１）提案範囲は、二俣高架橋（上り線）、栄町高架橋（上り線）、海老川南橋（上り線）、若松高架橋（上り線）、谷津南高架橋（上り線）でよろしいでしょうか。 （２）二俣高架橋（上り線）、栄町高架橋（上り線）、海老川南橋（上り線）、若松高架橋（上り線）、谷津南高架橋（上り線）での吊足場の設置撤去、枠組足場設置撤去は、提案範囲外と考えてよろしいでしょうか。 （３）二俣高架橋の提案範囲は、Ｐ１６の縁端拡幅工、Ｐ１０とＰ１３の落橋防止構造と考えてよろしいでしょうか。 （４）栄町高架橋の提案範囲は、Ｐ４２、Ｐ４３、Ｐ６４、Ｐ６５の桁拡幅工と考えてよろしいでしょうか。 （５）海老川南大橋の提案範囲は、Ｐ８０の縁端拡幅工、Ｐ７７の落橋防止装置工と考えてよろしいでしょうか。 （６）若松高架橋の提案範囲は、Ｐ９６、Ｐ９７の桁拡幅工と考えてよろしいでしょうか。 （７）谷津南高架橋の提案範囲は、Ｐ１２０の桁拡幅工と考えてよろしいでしょうか。	（１）そのとおりとお考え下さい。 （２）評価の対象範囲外です。 （３）～（７）吊足場及び枠組足場内で行う全ての施工が評価の対象となります。なお、段差防止構造M S-1、S-2、S-3、S-4、S-5、水平力分担構造P-1、P-2、P-3、P-4、P-5、P-6、P-7、P-8及び横変位拘束構造P-2は除きます。

質問書様式

別紙

件名	東関東自動車道　磯山高架橋耐震補強工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
8	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目④	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目④の提案範囲について、以下を質問しますので、ご教示ください。 （１）提案範囲は、臼作高架橋（上り線）、下小野第二高架橋（上り線）、多田高架橋（上り線）、利根川橋（上り線）の資機材搬入出、足場設置撤去工、縁端拡幅工B、落橋防止構造と考えてよろしいでしょうか。 （２）下小野第二高架橋（上り線）、多田高架橋（上り線）、利根川橋（上り線）の縁端拡幅工Bのコンクリート打設は、提案範囲外と考えてよろしいでしょうか。	（１）そのとおりとお考え下さい。 （２）高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業に関する内容であれば評価の対象となります。
9	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目③	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目③について、対象橋梁、対象橋脚、対象単価項目をご教示ください。	設計図書よりお考え下さい。
10	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目④	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目④について、対象橋梁、対象橋脚、対象単価項目をご教示ください。	設計図書よりお考え下さい。
11	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目③	様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目③について、以下を質問しますので、ご教示ください。 （１）栄町高架橋　P40-P44　P63-66、若松高架橋　P95-98　に添架されている高圧電力ケーブルラックは、特記仕様書P10に、令和9年12月迄に移設予定とありますが、高圧電力ケーブルも移設予定と考えてよろしいでしょうか。 また、移設完了後から作業着手できると考えてよろしいでしょうか。 （２）栄町高架橋　P40-P44　P63-66、若松高架橋　P95-98　には、高圧電力ケーブルが添架されているため、令和9年12月の移設完了まで、すべての作業が着手ができないと考えてよろしいでしょうか。	（１）特記仕様書に記載のとおり高圧電力ケーブルラックのみ移設予定です。 （２）特記仕様書8-2に記載のとおりです。
12	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目④	臼作高架橋（上り線）、下小野第二高架橋（上り線）、多田高架橋（上り線）、利根川橋（上り線）のすべての参考図において、高速道路の本線上で使用するクレーンは、４ｔ吊搭載型トラッククレーンとなっております。４ｔ吊搭載型トラッククレーンのみが、高速道路の本線上で使用できるクレーンで、通常のラフタークレーンを使用することができないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	該当図面は参考図であるため、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
13	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－３　構造物掘削	掘削土は全数量を、構造物埋戻部への敷均し、締固め、残土のはねつけに使用すると考えてよろしいでしょうか。 また、掘削土量より埋戻土量の方が多い場合、足りない埋戻土は他所から運搬するのでしょうか、ご教示願います。	その通りお考え下さい。 なお、掘削土量に対して埋戻土量が不足する場合は、監督員と協議するものとお考え下さい。
14	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－３　構造物掘削	構造物掘削　普通部について、1箇所当りの施工土量が100m3以下の場合、土木工事積算基準　32-5　構造物掘削を採用されていますでしょうか。 また、100m3を超える場合では、土木工事積算基準　8-8　一般規模構造物掘削を採用されていますでしょうか、ご教示願います。	設計図書及び土木工事積算基準よりお考え下さい。

質問書様式　　別紙

件名	東関東自動車道　磯山高架橋耐震補強工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
15	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－５－１　拡幅縁端工	アンカー工　φa・L（b）の区分内容にアンカー鉄筋の材料は含まないと記載がありますが、アンカー鉄筋の材料は金抜設計書　17-（9）縁端拡幅工B　鉄筋の単価に含まれていると考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	その通りお考え下さい。
16	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－６－２　炭素繊維巻立て工	炭素繊維巻立て工 Ａ・Ｄ・Ｇついて、 目付量400g/m2、600g/m2の場合は、市場単価 連続繊維シート本体貼付(標準単価)を採用されていますでしょうか。 異なる場合、採用している積算基準をご教示願います。	その通りお考え下さい。
17	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－１０ 交通保安要員	交通保安要員の配置について 休憩時間における交替要員の記載がありますが、金抜設計書の数量は交代要員も含んだ数量でしょうか。 それとも含んでいない数量でしょうか、ご教示願います。	交替要員を含んだ数量とお考え下さい。
18	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－１０ 交通保安要員	上記の金抜設計書に数量を含んでいない場合は、配置人数+1名でしょうか。それとも配置人数+0.5名になるのでしょうか、ご教示願います。	交替要員を含んだ数量とお考え下さい。
19	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－１０ 交通保安要員	夜間の時間帯（２０時～６時）にかかる作業時間帯は、労務賃金に1.5の補正がかかると考えてよろしいでしょうか。 交通誘導員A1（夜）、B1（夜）は、拘束時間が8時間であり、休憩時間を1時間とすると7時間が実作業時間となります。 その場合、夜間割増は7h*1.5/8h=1.3125と考えてよろしいでしょうか、異なる場合は補正値をご教示願います。	土木工事積算基準よりお考え下さい。
20	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－９ 交通規制工	本工事の車線規制を行う道路の日当り断面交通量は何台/日を想定していますでしょうか、ご教示願います。	「大栄ＪＣＴ～大栄ＩＣ」および「大栄ＩＣ～佐原香取ＩＣ」は１．５万台以上７．０万台未満、「佐原香取ＩＣ～潮来ＩＣ」は１．５万台／日未満とお考え下さい。
21	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－９ 交通規制工	本工事の車線規制は、交替制ありでしょうか。 また、交通監視員の休憩時の交代要員は単価に含まれるでしょうか。 必要な場合、例として[設計図_02臼作高架橋　40/56]内の数量表に記載の交通監視員3人と休憩時交代要員1人を合わせた、4人計上する考えでよろしいでしょうか。 異なる場合は、必要人数をご教示願います。	その通りお考え下さい。
22	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－５－２ 落橋防止構造 ２５－５－３ 段差防止構造 ２５－６－２ 炭素繊維巻立て工 ２５－１１ 水平力分担構造 他	各項目で鋼製ブラケット等の製作費における加工重量は、本工事の鋼材全重量が対象となりますでしょうか、ご教示願います。	その通りお考え下さい。
23	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－５－２ 落橋防止構造 ２５－５－３ 段差防止構造 ２５－６－２ 炭素背に巻立て工 ２５－１１ 水平力分担構造 他	製作材の輸送において、材料の発進元は千葉県庁と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	土木工事積算基準よりお考え下さい。

質問書様式

別紙

件名	東関東自動車道　磯山高架橋耐震補強工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
24	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－５－２－３　（１３） 研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理	研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処分費・運搬費は単価に含まないと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	その通りお考え下さい。
25	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２５－１５　コンクリートはつり工	回収（汚濁）水から分離した汚泥及びコンクリートはつり工により生ずるコンクリート塊の処分費・運搬費は単価に含まないと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	その通りお考え下さい。
26	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	２６　割掛け対象の項目に示す工事の内容	作業ヤード整備費Ａ、Ｂにおいて、単価に含まれているのは、敷き鉄板の設置・撤去、賃料と運搬費でよろしいでしょうか。 その場合、輸送において、材料の発進元は千葉県庁と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	「割掛参考対象表　参考内訳書」に記載されている「数量内訳(参考)」に基づき、貴社の施工計画によりお考え下さい。 なお、材料の発進元については、土木工事積算基準よりお考え下さい。